

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第14項を次のように改める。

14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第4条の5第16項及び第17項中「令和7年旧法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。